

大谷保育所のしおり

(重要事項説明書)



令和6年度 上尾市立大谷保育所

〒362-0043

上尾市西宮下4丁目380番地の3

TEL 775-2550

FAX 775-5877

1. 概 要

所 在 地 〒362-0043 上尾市西宮下4丁目380番地の3
TEL 048-775-2550 FAX 048-775-5877
構 造 鉄筋コンクリート造り 平屋建て
規 模 敷地面積 1911.00 m²
建物面積 598.49 m²
保育室 ホール 事務室（保健室兼） 調理室
休憩室 トイレ
定 員 90名
対象年齢 生後6カ月より就学前まで
開所年月日 昭和49年4月1日



2. 沿革

大谷保育所は、昭和49年に市内で11番目の保育所として、定員90名で開所しました。上尾駅西口より、南西方面に徒歩約15分の場所に位置し、上尾市立鴨川小学校に隣接しています。交通の便が良いことと、周囲の自然環境に恵まれていることもあり、利用希望者が年々増加しています。

生後6カ月から、就学前までの子どもの健やかな成長を願い、通常保育、延長保育、障害児保育、保護者支援、地域支援、小学校との連携等、多様なニーズに応じた保育に日々取り組んでいます。

3. 児童・職員数（令和6年4月1日現在）

クラス名	年齢	児童数	担任数	所長 1名
らいおん組	5歳	21名	2	主任保育士 1名
きりん組	4歳	20名	2	保育士 15名 看護師 1名
りす組	3歳	20名	3	フリー保育士 1名 用務員 4名
うさぎ組	2歳	18名	3	※給食調理員 5名 事務員 1名
はと組	1歳	15名	3	※短時間保育士 6名
ぱんだ組	0歳	6名	2	※延長保育臨時職員 9名
				※は延べ人数です。交代勤務となります。

上尾市立保育所の理念 基本方針 保育目標

保育理念

- 1 すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 2 すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する。
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

基本方針

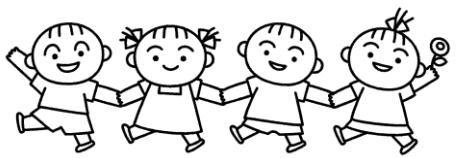
- 1 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
- 2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 4 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
- 5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

保育目標

- 1 心身ともに健康な子
養護される中で、基本的生活習慣を身につけた健やかな子
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
- 2 自分を大切に友だちも大切にできる子
子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
- 3 安定した環境の中で考え、働きかけていける子
安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
いろいろな遊びを通して、安全や危険を学んでいける子
- 4 何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子
自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
- 5 自己表現のできる子
自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

大谷保育所の保育目

健康で元気な子



友だちと協力し意欲的に遊べる子

情緒豊かで思いやりのある子

自分の思っていることが言え、相手の話が聞ける子

心と体を育てる保育

《 基本的生活習慣 》

快適に生活するために、食事、睡眠、排泄、着脱などの基本的生活習慣を身につけ、安全に過ごすことが大切です。年齢に合わせた生活の中で、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にしながら進めています。

《 しなやかな身体づくり 》

保育所では、体調に考慮しながら、四季を通してはだしで過ごしています。はだしで生活することは、運動能力の基礎となる親指のける力を育て、かかとからつま先へ体重を移動するバランス運動がしっかりとでき、足腰の筋肉と骨を強くします。はだしで床や土を踏むことで、土ふまずが形成され、歩く、走るなどがしっかりとできるようになります。

《 薄着 》

薄着の習慣をつけることは、体温調節の働きが良くなり、風邪を引きにくくし、体が丈夫になります。保育所では、体調に配慮しながら、年間を通して薄着の習慣をつけるようにしています。ほとんどの子どもは、大人より体温が高く、新陳代謝が盛んですから「大人より一枚少なく」が目安です。体調を崩したときには保温に配慮しますので、担任までお知らせください。

《 散歩 》

四季を通して園外への散歩を取り入れています。多くの草花、虫など自然とのふれあいの中で、子どもたちはさまざまな経験をし、情緒豊かな心が育ちます。また、園外を歩くことを通して、健康な身体づくりや交通ルールなどを徐々に身につけています。



《 水、砂、どろんこ遊び 》

子どもは、水、砂、どろんこ遊びが大好きです。水遊びに満足した子どもは、砂遊び・どろんこ遊びに変わっていき、お団子やカタカタクッキーなど、自分の頭の中のイメージをかたちにしようとして、いろいろ工夫するようになります。一人でお団子などを作ることだけに集中していたのが、ままごとやお店さんごっこなどの遊びを展開していき、山づくり、川づくりなど、友だちと一緒にダイナミックな遊びへと発展していきます。遊びの中から、考える力、集中する力が高まり、足腰、腕もしっかりし、指先の器用さも増してきます。



《 うた、リズム遊び 》

リズム遊びは、子どもの発達に応じて、ピアノや保育者の歌に合わせ、身体を気持ちよく楽しく動かしています。全身の発達を促し、心身ともにバランスの取れたしなやかな体づくりをめざしています。また、毎週 曜日を決めて、0歳から5歳までの子どもたちがホールに集まり、一緒に歌を歌い、小さい子も大きい子の歌を聞きながら、歌を自然に覚え、歌うことの心地よさを感じています。

《 仲間づくり 》

友だちと一緒に生活する中で、友だちに対する興味や関心がでてきます。友だちといることが楽しくなり、自分の気持ちを表現できるようになります。ときには自己主張がぶつかり、けんかに発展してしまうこともあります。さまざまな体験を通して、困っている友だちを助けたり、やさしく声をかけてあげたりする中で、仲間を大切にする思いやりの心や、やさしさが育ちます。保育所では、ともに育ちあう仲間づくりを考えています。

《 絵本、紙芝居 》

毎日の生活の中で、保育者は子どもの興味や関心の深い発達にあった絵本や紙芝居を選びます。子どもたちは絵本や紙芝居を楽しみ、生活体験を重ねあわせたり、想像を膨らませたりする機会となっています。また、各クラスで絵本の貸し出しも行っています。



《 食育、クッキング保育 》

食べることは生きる基本です。心と体が活発に成長する子どもだからこそ、しっかりと食事を取ることが大切です。また、朝食は一日の原動力です。朝食をしっかりとることで元気に遊べます。子どもたちに食事の大切さ、大人と一緒に食べることの楽しさを伝えていきます。

年長を中心に野菜を育て、生長・収穫の喜びを味わっています。また、年長児はクッキング保育を通して、作る楽しさや食べる楽しさも味わっています

0歳児デイリープログラム《保育所の1日》

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診・健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ おむつ替え あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。 健康観察
9:00	おてふき おやつ、水分補給 授乳	
9:30	おむつ替え あそび（室内・外）	散歩、リズム、積み木、絵本、 室内遊具、手遊びなどで楽しめ ます。
11:00	おむつ替え おてふき	月齢に合わせた手作り離乳食 です。
12:00	給食、水分補給、※沐浴	
14:45	おむつ替え、お昼寝 めざめ	安心した環境の中で、眠ること、 食べることを大切にしています。
15:00	おむつ替え、着替え おてふき	
15:30	おやつ、水分補給 あそび（室内・外） 順次降所	
16:30	延長保育	健康観察
17:00	水分補給 おむつ替え	遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員から お伝えする場合があります。
18:00	水分補給	
19:00	全員降所	

- ※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。
- ※ 水分補給等は隨時行っています。
- ※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。
- ※ 産休明け保育については一人ひとりの発達に応じた1日になります。
- ※ 0歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって隨時行っています。
- ※ 洗浴は必要なときに行います。
- ※ 延長保育時間内の授乳は一人ひとりの状況に合わせて行います。



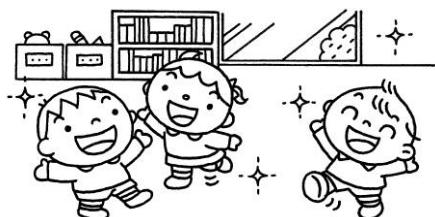
1・2歳児デイリープログラム《保育所の1日》

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。 健康観察
9:00	手洗い おやつ、水分補給	
9:30	あそび（室内・外）	散歩、リズム、積み木、絵本、遊具、手遊びなどで楽しみます。
11:00	排泄、手洗い	
11:15	給食、水分補給、	
12:00	排泄、お昼寝準備 お昼寝	旬の食材を使った 手作り給食です。
14:45	めざめ、着替え	
15:00	手洗い	
15:30	おやつ、水分補給 あそび（室内・外） 順次降所	おやつも手作り メニューが豊富です。
16:30	延長保育 かたづけ あそび	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員から お伝えする場合があります。
18:00	水分補給	
19:00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※ 水分補給等は隨時行っています。時間帯は年齢によって多少異なります。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



3・4・5歳児デイリープログラム《保育所の1日》

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	明るい挨拶を心がけています。 健康観察
9:00	あそび（室内・外） クラス別活動 かたづけ	歌、散歩、リズム、砂遊び、 制作、鬼ごっこ等友達と楽しく 遊びます。
11:20 11:30	手洗い、水分補給 給食準備、給食	旬の食材を使った 手作り給食です。
12:30	お昼寝準備 お昼寝	
14:45 15:00	めざめ、着替え 手洗い	
15:30	おやつ、水分補給 あそび（室内・外） 順次降所	おやつも手作り メニューが豊富です。
16:30	延長保育 かたづけ	健康観察 遅番へ引継ぎ
18:00	あそび 水分補給	お知らせなど、遅番職員から お伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※ 水分補給等は隨時行っています。時間帯は年齢によって多少異なります。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



保育時間

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7：00～8：30	8：30～16：30	16：30～19：00
土	7：00～8：30	8：30～12：00	12：00～18：00

※延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。

※認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。(詳細は次の項目をご覧ください。)

※勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内(8:30～16:30)で送迎してください。

※保育所の1日(デイリープログラム)は別紙のとおりです。(P16～P18をご覧ください)

※臨時での土曜延長保育利用の方は、午後おやつの発注がありますので水曜日までに、担任にお知らせください。

延長保育について

《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7：30～18：30	8：30～16：30
延長保育料の対象時間	7：00～7：29 18：31～19：00	7：00～8：29 16：31～19：00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8：30～12：00、最大でも7：00～18：00までです。(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。
また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

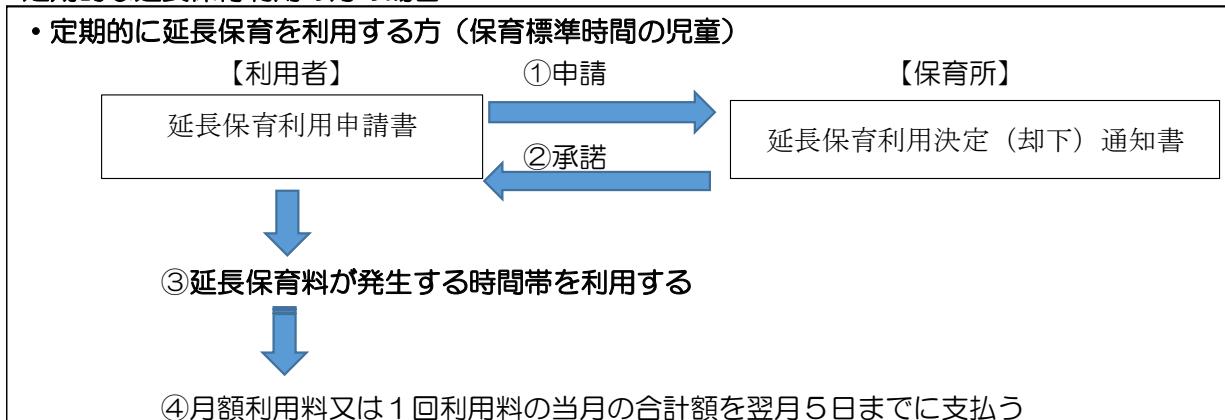
3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》 [令和元年8月以降]

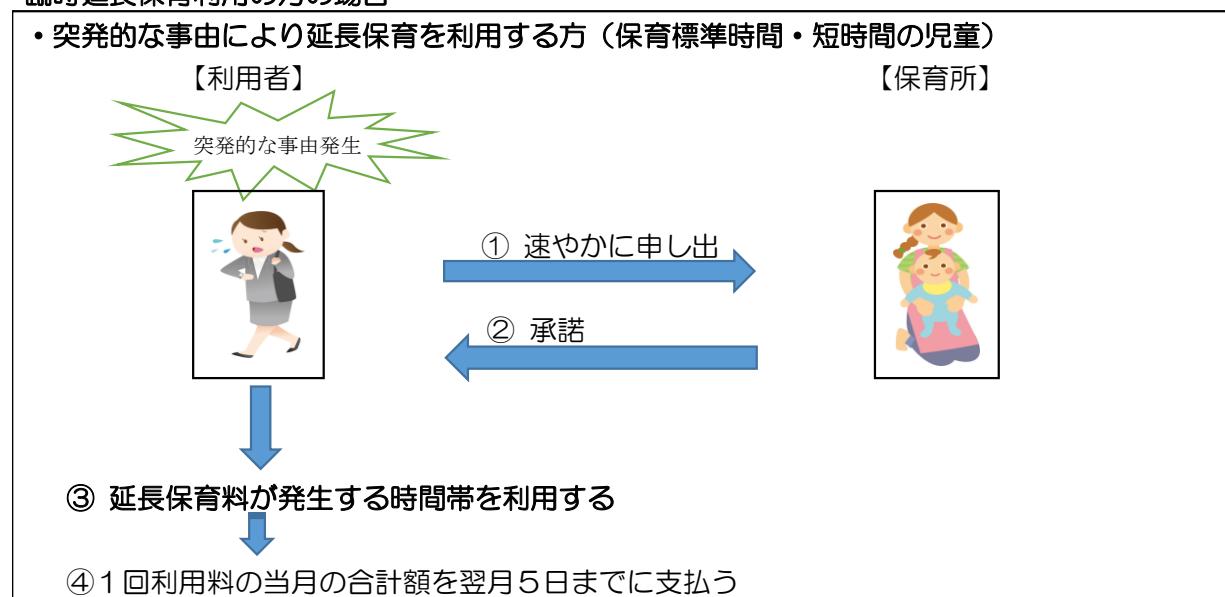
定期的な延長保育利用の方の場合

・定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



臨時延長保育利用の方の場合

・突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



保育所への連絡について

- ・コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前9時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。
連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後4時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

送迎について

- ・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。(中学生以下の児童による送迎は、できません。)
 - ・登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。
 - ・車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。
時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。
- ※駐車場の混雑で、認定時間（標準・短時間）を過ぎる場合はご連絡ください。
※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

給食について

保育所は完全給食です。（3歳以上児クラスは実費徴収です。）献立表は公立保育所共通で、毎月配布します。旬の食材・行事食を取り入れ、薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。また、食器は「強化磁器・陶器」を使用しています。毎日の給食見本は事務室のデジタルフォトフレームに展示してあります。

食物アレルギーについては、上尾市食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応します。食品の除去や緊急時に備えた薬の預かりは医師の診断の下で対応が可能です。除去食は完全除去が基本となります。食物アレルギー対応の必要な児童は、ニコニコメニューになります。

【給食の献立について】

- ※献立表は、前月25日を目安にコドモンで配信します。
- ※公立保育所は統一献立になっています。(毎月1回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)
- ※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ※旬の食材、行事食を取り入れています。
- ※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布（1～5歳は健康記録に差し込み）、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について

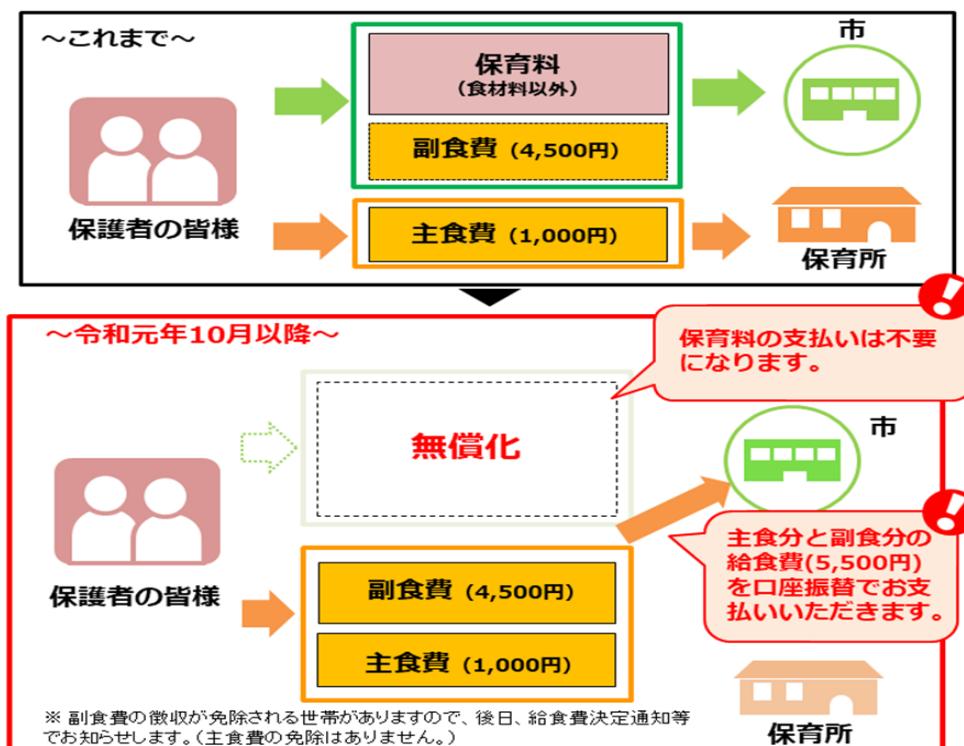
令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。ただし、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用（副食費）が、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。（同意書に記入していただきます。）

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。（主食費の免除はありません。）

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前（閉園日は除く）までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。（詳しくは保育所長までご相談ください。）



ICT システム（コドモン）の導入について

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年1月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などをSNS等へ投稿する行為は控えるようにご協力をお願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・写真販売機能（アプリ上での写真の購入）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

慣れ保育について

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

現金の取り扱いについて

延長保育料、写真代等の集金は、2歳児室前事務室入り口の集金箱（保育所用）に入れてください。杉の子会（保護者会）費は、杉の子会用ポスト「赤」に入れてください。

安全管理

保護者送迎門は、9：30～15：30まで施錠していますので、インターホンでお知らせください。

安全教育

年齢に合った遊具の使い方、安全な遊び方については、日々の保育の中で伝えていきます。また、避難訓練（火災・地震）や防犯訓練を行い、安全に身を守ることも教えています。定期的に室内や園庭のおもちゃなど、壊れて危険なものはないかを保育者と一緒に点検したり、園庭を平らにしたり、石拾いなどを通して安全への気持ちを育っています。

地域交流について

年間を通して、地域の同年齢の子どもたちを対象に、遊ぼう会や園庭開放を行っています。保育所に親子で来ていただき、子どもたちと一緒にリズム遊びや園庭・室内遊びを楽しみ、親子の交流をはかっています。また、子育てに関する楽しさ、悩み相談などにも応じています。年長児になると、地域の幼稚園や小学校との交流を行っています。

小学校との連携

＜保育所児童保育要録＞ 保育所保育指針の改定により、平成21年度から、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付することになりました。これは、保育所での子どもの育ちを、それ以降の生活や学びへつなげるもので、小学校において子どもの育ちを支え、子どもへの理解を助けるものとなる資料です。

＜接続期プログラム＞ 上尾市では、家庭や幼稚園・保育所・小学校など、子どもに関わるすべての大人が目安を共有することで、それぞれの教育の充実を図るとともに、日常生活や学びを円滑にさせることを目指しています。大谷保育所は接続期プログラム（アプローチ・カリキュラム）を作成し活用しています。近隣との小学校との交流も行っています。

個人情報保護および写真・ビデオの取扱いについて

- お子さんやご家族の皆さまの個人情報の取り扱いは、配布物や掲示物など個人情報が流出しないように十分注意し、情報を漏らすことのないように徹底しております。
- 写真の撮影、ビデオ撮影及び掲示については、日常の保育また行事のときに子どもたちの活動をお知らせするためにお子さんの写真を撮影し、掲示や販売をすることがあります。掲示や販売など、支障がある方はお申し出ください。また、保育所研修委員会では資質向上を目的とした内部研修用に職員と子どもたちの関わりや遊びの様子などを撮影させていただくことがあります。目的以外の使用や外部への持ち出しあはいたしませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

職員の研修について

保育所に求められている質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術・並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また、個人で休暇を利用しての研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

＜公の主催研修＞

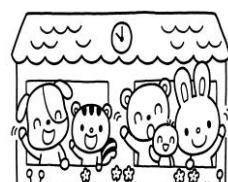
市役所主催研修・研修部会主催研修・領域別保育内容研修
県保育士会研修・社会福祉協議会研修など外部研修

＜保育所自主研修＞

危機対応・救急法・保育内容 など

＜専門家による巡回相談＞

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。



保育所の自己評価・第三者評価

保育所では、自らの保育を振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門性の向上や保育実践の改善など、保育の質の向上を目的として、自己評価・第三者評価を行っています。

《 お願い 》

- 1、登所はなるべく9時までにお願いします。(子どもの活動を考え、病院の受診も可能でしたら午後にお願いします。)
- 2、保育所出入り口の門扉は、必ず大人が開閉し、鍵を閉めてください。
※9：30～15：30の間は、送迎門にワイヤー錠をかけていますので、インターホンを利用して下さい。
- 3、車で送迎の方は、駐車場が混み合いますので、駐車はすみやかにお願いします。
防犯のため、車上荒らしに狙われないよう、貴重品は必ず身につけて送迎してください。
- 4、子どもの手ふきタオルは、毎日取り替えてください。3歳以上児のコップも毎日持ち帰り洗ってきてください。週末にはシーツなどの洗濯をお願いします。
- 5、お子さんの体調が悪いとき・けがのときなど、職場に連絡をさせていただきます。
連絡先の電話・携帯電話は常につながるようにお願いします。
日によって連絡先が変わるとときは、担任にお知らせください。

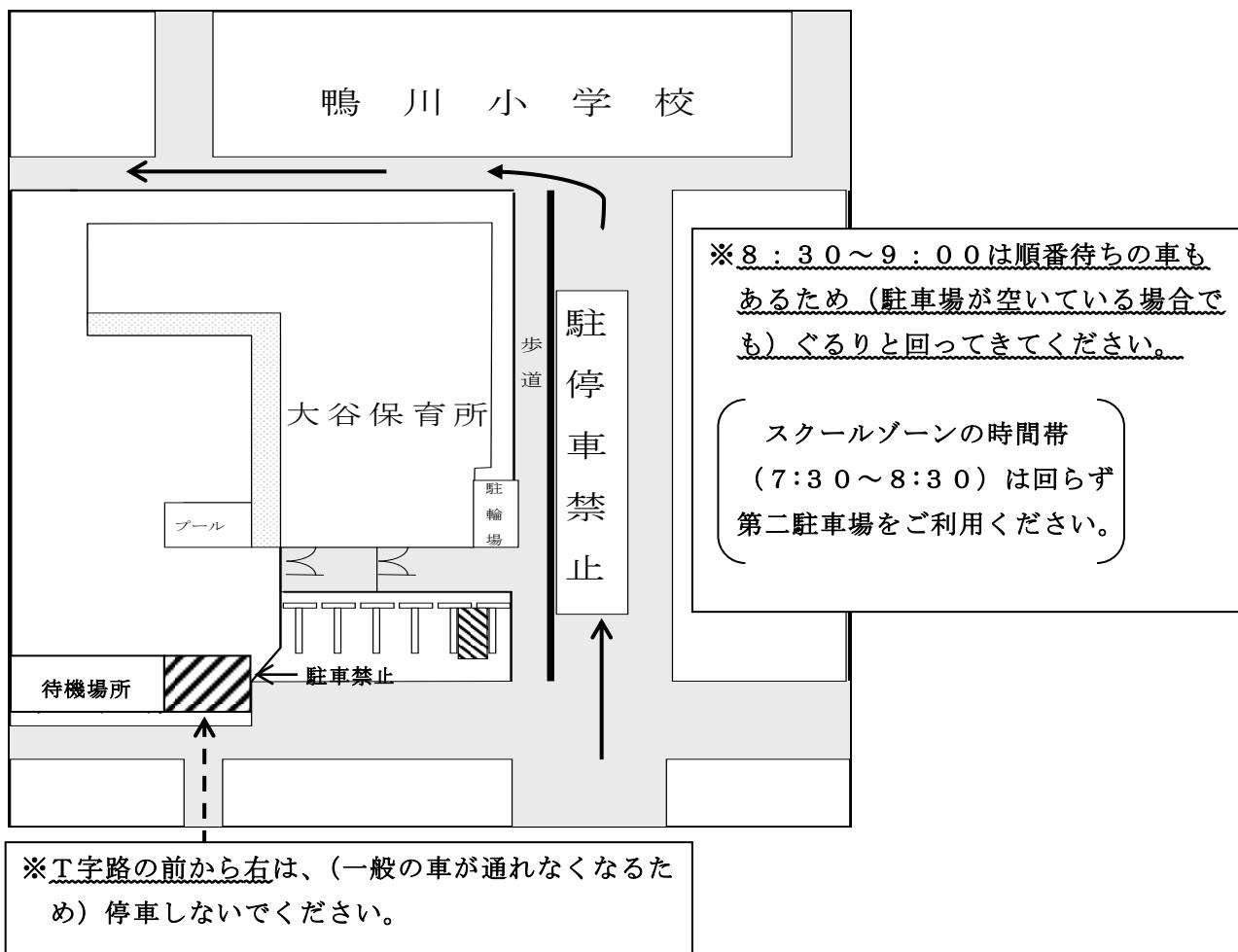
- 6、持ち物は、年齢により異なりますので各担任にお聞きください。すべての持ち物・衣類等については、名前をはっきり記入してください。
※衣服は清潔で活動しやすいものをお持ちください。スカートやフード付き、つなぎ、ひも付きの服、チュニックなど、活動の妨げになるものは避けてください。
※髪の毛をまとめるゴムは飾りが付いるものやシリコン製（切れてしまうもの）は危険なため使用できません。
- 7、保育所では外遊びや散歩のときに、日よけや安全確認などのため、クラスごとの色別帽子を着用しています。(0歳児クラスはサイズがないので、個人のもの) クラス帽子代金は保護者負担となります。

駐車場について

大谷保育所駐車場利用につきましては、保護者の皆様で、しっかりルールやマナーを守り、近隣の方にご迷惑がかからないようお願いします。駐車スペースには限りがありますので、

お互いに気持ちよく利用できるよう、短時間での利用をお願いします。

- ① 鴨川小学校のスクールゾーン内ですので、十分に気をつけて駐車してください。
特に登校時間帯（7:30～8:30）は、児童の通行が多くなっていますので気をつけてください。
送迎のための通行許可証の申請は、保育所を通してお願いします。
- ② 電柱側の駐車スペースは、左側がスクールゾーンの交差点になっているため、
できるだけ軽自動車の駐車にしてください。（警察の指導ですので必ず守ってください）
- ③ 園庭側フェンス沿いは、駐車禁止です。保育所横の白いガードレール沿いは駐停車禁止です。近隣の方の迷惑になりますので、絶対に止めないようにお願いします。
- ④ 保育所への出入りは、徒歩・自転車の方も含め、送迎門より入りしてください。
- ⑤ 駐車場内での事故・トラブルに関しては、保育所・杉の子会では一切責任を負いませんので、ご注意ください。
- ⑥ 懇談会、行事等のときは、駐車場は利用できませんので、ご承知おきください。



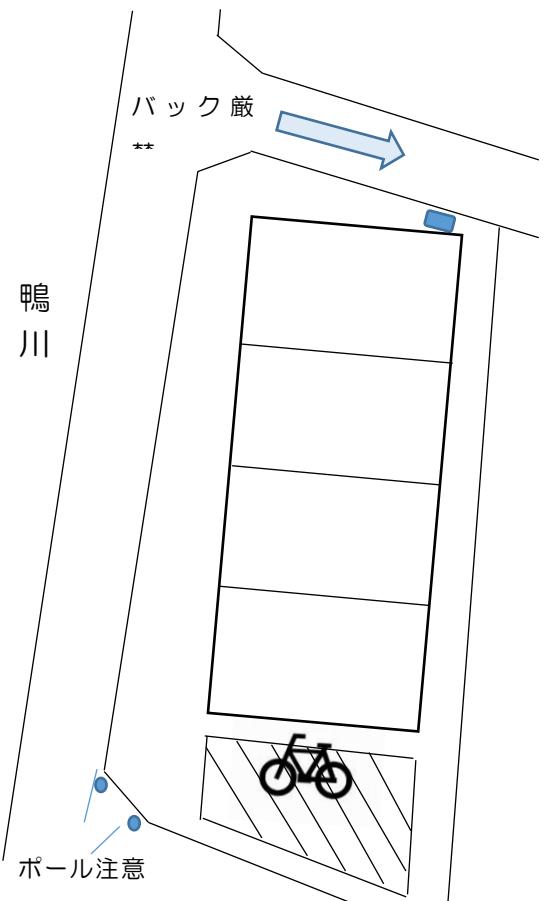
第2駐車場について

注意事項

- ・駐車場内の事故は自己責任となります。
- ・赤いポールが、駐車場を出てすぐの道路に立っています。出入りの際に気をつけてください。
- ・保育所隣接駐車場（大谷保育所第1駐車場）が混雑し、駐車場待ちをしている場合は、こちらをお使いください。
- ・開場時間 8：00～16：30（月～金）

※鴨川沿い道路から第1駐車場へ左折後、バックで第2駐車場への変更は、絶対禁止です。ご協力お願いします。

※使用されて、何かお気づきの点がありましたら、お知らせください。



※夕方16：00～16：30頃、大変混み合います。

お休みの方は16：00までに、お越しいただけると助かります。

※普段お迎えではない方が利用するときは、お家の方から利用の決まりをお伝えください。

保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください

1 当保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報の保護には十分配慮いたします。

2 意見の提出方法

- ① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により隨時申し出ください。
- ② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。
- ③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。

※件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。E-mail アドレスは
s172300@city.ageo.lg.jp

- ④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

3 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

・苦情受付担当者	保育所主任保育士
・苦情解決責任者	保育所長
・苦情解決総括責任者	上尾市 保育課
・苦情解決第三者委員	小杉 道郎、藤波 政明、甲原 裕子

4 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

健康管理について

年間保健行事

内科検診・・・年2回

歯科検診・・・年2回

身体測定

0・1・2歳児…毎月測定

3歳以上児…隔月測定

嘱託医の先生

内科医名・・上尾ふれあい
クリニック

TEL 726-0435

(医師名 関口 俊二)

歯科医名・・えのもと歯科
クリニック

TEL 775-1131

(医師名 榎本 富男)

AEDを設置しています
職員はAEDの取り扱い
講習を受けています



コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

こんなときは連絡をします

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合もあります。連絡先は明確にお知らせください。

感染性疾患が発生したとき

水痘・風疹・おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。(子どもがかかりやすい感染症は4月に配布する大谷保育所のしおりをご覧ください)

くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。 やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

予防接種について

集団生活なので、体調の良いときに予防接種を早めに受けようしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。(接種日はなるべく安静にしましょう)

熱性けいれん・てんかん・腕が抜けやすい・アレルギー体質・小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等の必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

保育所でのケガ…急病…のとき

保育者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいているます。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。(杉の子会費より)

子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻しん (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8~12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1~4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16~18日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14~16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下線炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16~18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3ヶ月~数10年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2~14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2~14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7~10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(0157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間~6日 0157は主に 3~4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均2~4時間または2~3日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2~5日	抗菌薬内服後24~48時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しが、口の中や手足の末端にできる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14日	全身状態が良いこと。
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48時間 ロタウイルス 1～3日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R Sウイルス感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱しん	小さい水疱が神経にそつた形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱とともに発しが出て数日で消える。	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30日 卵は7日で 孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。(疥癬トンネル)	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん (とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160日 (平均90日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナ ウイルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニー モウイルス 感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4 ~ 6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2 ~ 14 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかるてはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048-774-1414)

受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合（MR）

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウィルス



保育所とくすり

保護者の皆様へ



新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になります。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



(日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。)

*お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

*くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。
長期に続けて飲まなければならぬくすりの場合はご相談下さい。



*診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

*1日3回飲ませるくすりは、「朝」「保育所から帰ってからすぐ」「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

* 時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをしたとき

医療機関に受診する



原 則

(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概 要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が¥1,000以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給 付 額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000であった場合

(医療機関で)保護者には、自己負担分の¥1,000(2割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で)センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000

(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛 金

児童1人の掛金は年間375円ですが、保護者の掛け金は240円です。設置者が135円負担します。

例 外

窓口支払総合計が、
¥1,000未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概 要

子どもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

- ① 各医療保険制度の自己負担額
 - ② 入院時の食事量用の標準負担額
- ※ 保険外費用は支給対象外です。

請求方法

- ① 上尾市こども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市こども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願ひ◎

①医療機関への再診の付き添いは保護者の方にお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

②市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。

③治癒後、窓口支払総合計が¥1,000未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

災害時について

《 災害時の対応について 》

市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします。

災害・大地震発生時（電気・電話・携帯電話が使用できない・交通機関途絶の時）

避難場所	1. 大谷保育所（園庭）	TEL 048-775-2550
	2. 鴨川小学校	TEL 048-775-6562

保護者の方のお迎えがあるまで、職員と一緒に待機しています。

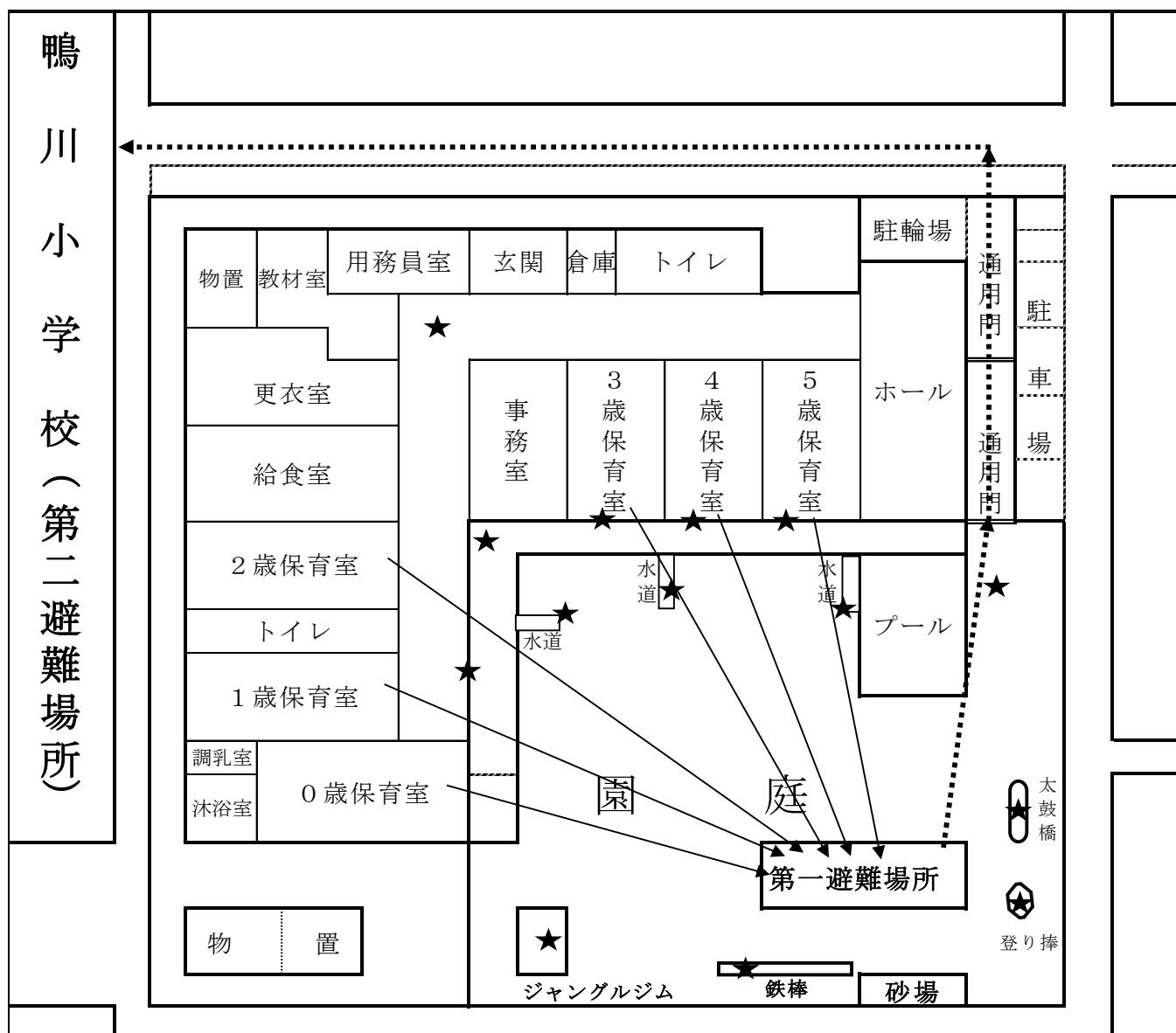
※保護者の方と連絡が取れないときは、保育所前に掲示と災害用伝言ダイヤル 171 にて、保育所の状況、避難場所をお知らせします。

《 災害用伝言ダイヤルの使用方法（安否確認）》

1. 「171」をダイヤル
2. 音声案内に従い「2」をダイヤル
3. 保育所の電話番号「048-775-2550」をダイヤル
4. 伝言内容を聞く



保育所平面図（避難経路・ヒヤリハット箇所）



★ヒヤリハット

ケガをしやすい場所など記入しております。

職員に周知し、子供たちにも注意を促しております。（衝突・転落・転倒等）

災害が起きた場合の連絡について

避難場所	1. 大谷保育所（園庭） 2. 鴨川小学校	TEL 048-775-2550 TEL 048-775-6662
災害用 伝言ダイヤル	局番なし 171	災害によって、電話がつながりにくい状況 のときに安否確認の伝言を録音できる
市役所	1. 上尾市役所 2. 保育課	TEL 048-775-5111 TEL 048-775-5121 (入所) 5044 (管理)

風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るために、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関する設定も設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧いただけ、各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none">市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 <p>※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。</p>
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none">市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 <p>※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。</p>

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- 市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- 浸水想定区域に指定されている保育施設(畔吉、ころぽっくる第二、泉の森、つつじが丘)は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

「赤ちゃんの駅」の設置について

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。

上尾市内の公共施設には「赤ちゃんの駅」が設置されています。大谷保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。



小児救急電話相談の紹介

★埼玉県救急医療センター

救急車を呼ぶほどではないが、かかりつけの医師がいない場合や、診療してくれる病院がわからない場合に、診療できる身近な医療機関（歯科を除く）を24時間案内しています。

県民案内電話番号 048-824-4199 「8の24時間 良い救急」

★小児救急電話相談

小さいお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急なお子さんの病気にどう対処したらよいか、病院の診断を受けたほうがいいかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師への電話による相談ができるものです。

この事業は全国統一の #8000 をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送され、子どもの急病時（発熱、下痢、嘔吐など）の家庭での対処方法や、受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

埼玉 048-833-7911

平日（月～土） 19：00～23：00

日曜、祝祭日、年末年始 9：00～23：00



★急病の時

平日夜間および休日急患診療所（小児科・内科・外科の急患者の応急的診療）

上尾市緑丘2-1-27 TEL 048-774-2661

平日夜間

月から金曜日（祝日を除く）

診療時間／20：00～22：00（受付は20：00～21：30）

休日

診療時間／9：00～12：00（受付は11：30まで）

13：00～16：00（受付は15：30まで）

北足立歯科医師会休日診療所（歯科の休日診療）

鴻巣市赤見台1-15-23 TEL 048-596-0275

上尾市育児相談関連機関

保育課

TEL 775-5044

または

TEL 775-5121

保育所に関すること全般について
入所に関することについて など

子育て支援センター

TEL 778-2008

育児不安についての相談など
親子で遊べる交流室「ももの木」
もあります。

大谷保育所

TEL 775-2550

電話相談

13:00～15:00

発達支援相談センター

TEL 725-3373

子どもの発達相談に関するこ
発達訓練に関するこ など
土、日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
8:30～17:15

子ども家庭総合支援センター

TEL 783-4964

- ・児童虐待に関するこ
- ・子ども、若者の相談に関するこ

上尾市教育センター

TEL 776-7600

教育相談 いじめ 不登校 学習 発達
性格 行動 言葉 養育
就学相談
土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
9:00～17:00

子ども支援課

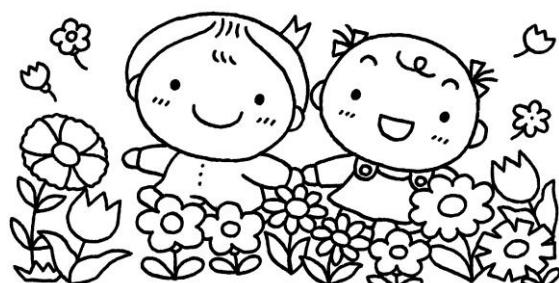
TEL 775-5120

- ・児童手当に関するこ
- ・子ども手当に関するこ
- ・児童扶養手当に関するこ
- ・こども医療費の助成に関するこ
- ・ひとり親家庭等医療費の助成に関するこ など

東保健センター

TEL 774-1414

- ・病気の予防や健康に関する相談
- ・未熟児等に関する相談
- ・心身の発達に遅れがみられる子どもに
に関する相談 など



子育て支援

一時預かり事業

保護者の仕事の都合で週1日～3日程度の保育が一定の期間継続して必要な場合や、入院、通院、災害、事故、出産などの事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所で日中お預かりして保育を行います。ご利用については各施設にお問い合わせください。

上尾西保育所 かわらぶき保育所 さつき保育園 保育園アミ・クレイシユ
白ばら学園こどもの家 向山保育園 こどもの園プラムハウス分園 ゆうゆうくじら保育園
カオルキッズランド中妻園 ころぼっくる保育園 ゆうゆうくじら第2保育園 つつみの森
認定こども園

病児・病後児保育

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヵ所、病後児保育室2ヵ所 合計4ヵ所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧いただくな、各保育所・保育課までお問い合わせください。

(病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 8：30～18：00

8：30には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波3-187 TEL 048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヵ月から

さくらクリニック《どんぐりルーム》

- ・上尾市上尾村542-1 TEL 048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヵ月から

(病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8：00～18：00

ころぼっくる保育園《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉5-7-4 TEL 048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヵ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市3870-1 TEL 048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヵ月から

子育て電話相談

市立保育所では、市民向け育児電話相談を受け付けています。子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育者による育児相談を行っています。睡眠・食事・身体発達・言語・情緒など日頃の子育ての中で心配なことがありましたらご利用ください。

相談日 毎週月曜日から金曜日
時 間 13:00から15:00

ファミリーサポートセンター

TEL 048-777-0941

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり助け合う会員組織です。育児の援助として下記のようなことをしています。

- ・保育所までの送迎を行う
- ・保育所の開始前や終了後の子どもを預かる
- ・学校の放課後や学童保育終了後、子どもを預かる
- ・学校の夏休みなどに子どもを預かる
- ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かる など



休日保育について

上尾市では、私立保育園2ヵ所（保育園アミ・クレイシユ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は1歳児クラス（4月1日時点で満1歳以上）から小学校就学前までの児童です。

(利用できる曜日と時間)

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

時間：(保育標準時間認定の場合) 8:00～18:00

(保育短時間認定の場合) 8:30～16:30

※日曜から土曜日までの1週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日1日保育所はお休みしていただくようになります。

(利用料) 通常保育の保育料に含まれます。

(定員) 10名

(利用方法) 実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシユ

・上尾市浅間台1-18-30 TEL 048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日1-21-7 TEL 048-770-0880

変更事項届出一覧表

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

	内容	提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③ 家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書	母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	事実発生後 速やかに
	結婚	支給認定変更申請書	①配偶者の勤務証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
	離婚	支給認定変更申請書	調停中の場合…事件係属証明書又は期日通知書	
	同居家族増	支給認定変更申請書		
	死亡	支給認定変更申請書		
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書		
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と勤務証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入		
	育児休業を取得・復帰した とき	支給認定変更申請書 取得…休業期間が明記された勤務証明書 復帰…復職証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。利用解除申出書をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(勤務証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書兼求職活動報告書 を提出し、2ヶ月以内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヶ月経過するとき	出産後3ヶ月末までに保育が必要なことの証明書を提出 ^{※1}

※1 仕事をしていた方が出産に伴い仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヶ月前より保育所入所要件が「出産」となります。

出産後3ヶ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヶ月になる月の月末までが入所期限です。

入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

令和6年度 年間行事予定

月	行 事 予 定
4月	入所・進級式 1日(月) 内科検診 ★ クラス懇談会 20日(土)
5月	★ 3・4・5歳児親子交流会 11日(土)
6月	プール開き ★夏まつり 21日(金) 歯科検診
7月	七夕 ★クラス懇談会
8月	安全への誓いの日 夏期保育
9月	公開保育 お月見
10月	★運動会 19日(土) 芋ほり
11月	★クラス懇談会 消防総合避難訓練 内科検診 ★0・1・2歳児親子交流会 30日(土) 卒園遠足
12月	もちつき お楽しみ会 歯科検診
1月	防犯訓練
2月	節分 ★保育報告会 1日(土)
3月	ひなまつり お別れ会 ★卒園式

★は保護者が参加予定です。(卒園式は年長児の保護者のみ)

毎月 誕生会 ・ 避難訓練（火災、地震） ・ 身体測定（3.4.5才児は隔月）
安全点検

※懇談会は年3～4回実施の予定です。その他、ご希望があればいつでも個別懇談をお受けいたします。クラス別にお知らせしますので日程調整のうえご参加ください。

保育参加とは…

5月～2月（年長児のみ12月まで）の期間で、保護者の方に、散歩に行ったり、リズムや園庭遊びをしたり、給食を食べたりして、日中の活動に参加していただきます。ご自分の子どもだけでなくクラスの子どもたちとも一緒に楽しい時間を過ごし、保育士体験をしていただくとともに、保育所の様子を知っていただきます。



